

令和8年第8回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和8年8月26日（水） 午前8時55分～10時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（12人）

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 蘭 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員の指名（2番 野元 京子 委員・3番 木場 由美子 委員）

議事日程

日程第1 報告議案第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
について

日程第2 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第3 議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第4 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第5 議案第38号 非農地証明願（2件）について

日程第6 議案第39号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

日程第7 議案第40号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について

日程第8 議案第41号 いちき串木野市地域計画の変更に係る意見聴取について

会議の概要

局長 おはようございます。ただ今から、令和8年第8回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず、事務局より農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し出席委員数 12 名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も出席されていることを報告いたします。

議長 それでは会次第に従いまして、議事を進めさせていただきますが、まず議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私の方から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、本日の議事録署名委員は、2 番 野元京子委員と、3 番 木場由美子委員にお願いしたいと思います。

ただ今から議事に入りますが、本日は日程の順番を一部変更して、日程第 8 議案第 41 号いちき串木野市地域計画の変更に係る意見聴取についてを最初の議題とします。それでは事務局及び本日は農政課職員に説明をお願いしてあります。よろしくお願いします。

松原主査 日程第 8 議案第 41 号いちき串木野市地域計画の変更に伴う意見聴取についてであります。21 ページをお願いします。令和 7 年 2 月策定された地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、農業委員会等の意見を聴取することとなって

おります。今回、いちき串木野市長から令和8年8月13日付の文書で意見を求められておりますので、議案として提案しているところです。特に問題が無い場合は、回答不要となっておりますので、意見がある場合のみ次のページにより回答することになります。

本日は農政課の担当職員より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、農政課の方、説明をお願いします。

農政課職員 皆さん、おはようございます。農政課の〇〇です。説明をさせていただきます。それでは令和8年度の変更点ということで、まず中組牛ノ江については、〇〇のメロン栽培計画を取り込んでいます。また、安茶ヶ原も取り込み変更しました。次に、川南の圃場整備について〇〇を〇〇に変更を行っております。〇〇氏と、〇〇氏を〇〇に名称の変更を行いました。続きまして、山之口の目標地図の耕作者未定を、〇〇氏、〇〇氏等に、現状に合わせて変更を行いました。寺堀につきましては、令和8年4月1日から就農する〇〇氏を入れました。続きまして、川北に認定農業者である〇〇氏、〇〇氏を入れました。続きまして、日置田につきましては、風力発電設備設置に伴い、河内〇〇について除外を行いました。その他、死亡等で耕作者が変わった所につきましては変更を行ったところでございます。詳細につきましては、別紙をご覧くださいと思います。それから、修正点がございましたので、修正をお願いします。中組牛ノ江の地域計画の2ページ目、4地域内の農業を担う者一覧でございます。こちら現状の経営面積の一番下 17.66ha になっておりますが、23.94ha に変更をお願いいたします。あともう一点、隣の経営体、25 経営体となっておりますが、こちら 26 経営体になりますので、修正をお願いします。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ただ今説明の方が終わりました。事前に資料を配ってあったということもありますが、皆様の方から、ご意見、ご質問等ございますか。

池田（一）委員 いいですか。

議長 はい。

池田（一）委員 地域計画の目標を作って達成するために、取組んでいくということですが、この計画変更のあった所は、この地域だけだったということですか。

農政課職員 そうですね、主な変更は事業に取り組まれる方がいらっしゃいます。各事業の要綱の中に、地域計画に位置付けられていることとということが決まっておりますので、新たな事業に取り組まれたい場合、こちらの地域計画に名前が上がっていないと取組めないということがありまして、今回変更をさせてもらっているところであります。

池田（一）委員 私は川上を担当しているのですが、1つは牛ノ江の3（2）農地中間管理機構の活用方法というところで、これは農業委員会という表現なんですか、それとも農地利用推進員がやるということですか。

農政課職員 もう一度お願いします。

池田（一）委員 川上の牛ノ江地区の裏の方です。3（2）です。農地利用推進員を通じて農地バンクへの貸付を推進していると書いてありますけど、これは現実的な話なんですか。

農政課職員 この農地利用推進員というのは、農政課の中におります推進員のことで、その方を通じて農地の貸付けを推進していくということです。

池田（一）委員 これは、農業委員会はもう関与しなくていいということですか。

農政課職員 推進員はいらっしゃるので、委員さん達については委員さん達で活動していただいて、推進員の方につないでいただけたらと思います。

池田（一）委員 現実的にはそうなっていますか。

農政課職員 そうなっていると、私は認識しています。

池田（一）委員 ここはもう一回確認してください。うちに限らず、今も満期に伴う手続きは皆さんがされているということですよ、委員会の方でやっていますよね。

西委員 〇〇さんのことですよ。

池田（一）委員 それはわかっています。〇〇さんだけでやっている話しじゃないから、そこらへんをよく表現した方がいいのかなと思ひまして、言ったところですよ。それと、減少分がですよ、今の風力発電の所は委員会の方に出ていますけど、他にも減少分の届出があった分もあると思ひますけど、川上でいくと〇〇さんの瀧ノ段の所は取り下げという形でしたが、そういうものは反映されていますか。

農政課職員

中間管理機構の契約とですね、必ずしも地域計画は一致するとは限りません。中間管理機構の変更は激しくて、なかなか地域計画の変更が間に合わないところがありますので、10 年間契約されているんですけども途中で変更がありました時は適宜変更するようにしております。

池田（一）委員

〇〇さんの所のレンコンが云々と書いてありますけど、この計画の中に入っている分で、大きな所を取り下げているんですよね、そういうところが農業委員会と連携して、大きな所は反映させた方がいいのかなと思ひまして、申し上げているところです。そこらへんのやり取りというか、お互いの情報連携を取りながら、地域計画に反映した方がいいのかなと思います。一回ありました意見書が、8 年度についてはこういう風にします、総会に出して意見を出してくださいというその前段の話しになると思います。

議長

他に皆様からご意見はございますか。

木場委員

はい。

議長

どうぞ。

木場委員

人農地プランからこの地域計画に代わった時に、話し合いをして地域計画を立てましょうということだったと思うんですよね。それぞれの総会があった時に農業委員さん達も出て行って話し合いをして、耕作者が変わった時に、一応 10 年間なんだけど、1 年ずつ見直していくという、最初の地域計画を立てる時は、皆さんに集まってと言っても、私達農業委員はわかったとしても、それに参加している人は、あまり意味がわからないで参加して、総会の時に見直しの案が出てきたりしているんですけど、集まって話し合って決めるということはされないんです。結局、〇〇さんの所、先程言われた推進員さんが〇〇さんですよ。農業委員の人達が動いた貸し借りの確認書を持って〇〇さんの所に行っています。例えば、川南の〇〇の中身を見た時に、現状及び課題の中に違うところが入っているんですけど、そういうのは、その組織のところに話を聞いて、こういう書類を作るのが本当じゃないかなと思うんですけど。農業の将来の在り方のところが、水田を中心に耕作しているが、WCS 等耕作面積を増やし、収益に繋げていくところが、もう変わっているんですよね。WCS は作らなくなっているんですよね。多分、ずっと作らないと思うんですけど、そういうのが、皆さん耕作者が集まって資料を作っていないのが問題じゃないかなと思います。他の件にしても、集まって農業者と所有者と、地域

ごとに集まって、私達も一緒になってしないといけないと思うんです。

議長 今、地域計画の進め方等々については、色々あると思います。ただ、本日の議題としては、今日提出されたこの変更点について、何かご意見はないかということであれば、川南の内容についての変更が必要であれば、意見として取らないといけないですね。

池田（一）委員 議長、まず変更点を出す前段のところをしないと、変更点を農政課の方で作られたのかもしれないですけど、他にも変更点がある、無いということも含めて、前段のところが足りないんじゃないかという話しですよ。

木場委員 案だから、これで意見はないですかということですよね。

議長 であれば、変更点以外のことも色々あるとしたら、こことしては承認はできないですね。

池田（一）委員 それは、みなさんのあれです。ただ、さっき申し上げたように、この委員会の中での、瀧ノ段の所も解除しましたよね、そういうものも反映して、積み上げていくものじゃないのかなと、そこが完全に漏れてこの部分だけ上げているというのが、この計画案の作り方としてはどうかと。

議長 そこは、タイムラグはなかったんですか。

農政課職員 タイムラグはあります。

議長 発電所の部分は組み込まれているけど、〇〇さんの部分が入っていないことは、タイムラグ的な部分で、こういう形になってしまったということではないですか。

農政課職員 そうですね、はい。

池田（一）委員 7月の総会にかけていますよね、〇〇さんの所は。

久木山委員 議長、すみません、この地域計画は各会長もいたんですよ、圃場整備した所も。だったら年に何回か会議をしますよね。

農政課職員 基本的には、私が作ったものを各団地で見てもらいます。

久木山委員 だから、その協議会の、団地の会長達が見て、検討していないということですから、それはその地区の皆が悪い訳ですよ。今どうのこうのじゃなくて、自分達で決めたことを、見直しもできている訳だから、見直しは農政課に届けば、何も問題はないですよ。

池田（一）委員 地区の会にかけてあるんですか。

農政課職員 最初作る時にですね。

池田（一）委員 最初でしょう、その変更の時は。

久木山委員 だから、年に1回か2回は私達も上名地区はあるんですけど、その時に変電所ができますからということで、お願いをして皆に承認をもらっているんですよ。だからそれを会長が農政課に届けば、この計画はおのずと変わってくるはずなんですよ。

農政課職員 中山間なり、多面的の団地はそれぞれあります。そこで代表者の方には変更点はないですかと話してありますので、全く地域から聞いていないという話ではないです。

池田（一）委員 私が言いたいのは、農業委員会の方ともうちちょっとやり取りをして作った上で、地域とのやり取りをして作ってもらうべきではないですかということです。

議長 それは理解できます。

池田（一）委員 それともう一つは、安茶ヶ原も取り組んだというところが簡単に書いてありますが、安茶ヶ原は何をどうするんですか。

農政課職員 安茶ヶ原と水利組合を作ろうかという話がありまして、その中で事業をしたいという方が何人かいらっしゃるので、地域計画の中に位置付けられていないといけないということがありますので、今回位置付けさせてもらっているところです。

池田（一）委員 片や安茶ヶ原でハウスが遊休化している所もありますよね。そこはこういう風にするんですか。この前、パトロールでわかった話なんですけど、大きなハウスが遊休化しているんですよ、そこらへんはどうなんですか。プラス要素しか入らないんですか。農政課の方はそ

こはご存知ですか。

農政課職員 そこは、〇〇さんの所ですね。農政課としては知っております。次の借り手がなかなか決まらないと聞いています。そこに入ろうとしていた事業体があったんですけれども、頓挫したという話も聞いております。

池田（一）委員 それとは別ですね、わかりました。

議長 色々この地域計画の進め方について、ご意見等はあるとは思いますが、本日の変更点に限って、皆様の方から変更点があれば、先程事務局が申したとおり 22 ページの書式にて、意見内容を添付しなければならないということになりますが。

久木山委員 これでいいですよ、各会長がいるわけだから、その地権者とも協議をしてもらわないと、中身が変わったら届けをすればいいわけだから。届けが出ないで作った計画がそのまま出てきているわけだから、そこは農業委員会とは別ですから。これを市長に出すか出さないかということですよ。

議長 他に変更点について、意見は無いということによろしいですか。今後出された地域計画の変更、更新についての進め方については、色々と考えていかなければならない点はあると思いますが、本日の日程第 8 議案第 41 号いちき串木野市地域計画の変更に係る意見聴取については、「意見なし」ということで回答してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第 8 議案第 41 号については、「意見なし」ということで回答することといたします。農政課の職員の方はご苦労様でした。

（農政課職員退席）

議長 それでは会次第に従って日程第 1 報告議案第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1 ページをご覧ください。日程第 1 報告議案第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分は 2 件 2 筆 2,542 m²で

す。1 番は 20 ページの農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案にてご審議いただくための解約です。2 番は、今後耕作者を変更するための解約です。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局の説明が終わりました。質疑に入りたいと思いますが、何か皆さんの方からご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第 1 報告議案第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知・中間管理法については、報告のとおり受理することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第 1 報告議案第 12 号については、報告のとおり受理することといたします。

次に日程第 2 議案第 35 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は 2 件であります。事務局の説明、その後調査委員の方々からの調査報告をお願いして、2 件終了後質疑に入りたいと思います。No.1 から事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第 2 議案第 35 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。今月の申請は 2 件です。2 ページをご覧ください。No.1 についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。申請地の隣は譲受人の自宅です。調査は【正】を木場委員、【副】を池田善之委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

木場委員

3 番木場です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No.1 について、8 月 22 日午後 2 時より譲受人立会いのもと、池田善之委員と私とで調査をしましたので報告します。2 ページ、3 ページを参照してください。申請地は譲受人の宅地の隣接地にあり、以前から家庭菜園を作り、耕作されていきました。譲受人は現在 78 歳ですが、昔から自分の家の土地だと思って作っておられたらしいです。自宅の敷地内にあるということで、今回申請を出されたそうです。労働力は

1 人、農機具保有状況はトラクター、草払い機等です。取得後は今までどおり家庭菜園を作るとのことです。調査をしたところ問題ないと見てきましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。No.2 について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 4 ページをご覧ください。No.2 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を贈与により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域内農地で、隣には譲受人が使用貸借している畑があります。調査は【正】を西委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

西委員 1 番西です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No.2 について調査報告いたします。8 月 21 日午前 8 時 50 分より行政書士立会いのもと、川畑委員と調査を実施しました。資料の 4～5 ページをご覧ください。申請地は農用地区域内農地です。申請地を贈与により譲り受けるための申請です。申請地の隣の〇〇番の畑は譲受人の耕作地です。一体利用して耕作をする予定です。労働力は本人と家族の 2 名です。本業は建設業ですが、現在農業大学校に通っているとのこと。農機具保有状況はトラクターを保有、草払い機、耕耘機等を今後購入予定とのこと。営農計画として、自家用、親族用として山芋を耕作します。自宅からの通作距離は約 5 km ですが、実家が生福にあります。労力・意欲もあり、十分に耕作できるとみられます。私どもとしては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりました。これより質疑を受けたいと思いますが、まずNo.1 の方から、何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですが、No.2 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なしということですので、日程第 2 議案第 35 号農地法第 3 条第 1

項の規定による許可申請 2 件については、申請のとおり許可すること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第 2 議案第 35 号については、申請の
とおり許可することといたします。

次に、日程第 3 議案第 36 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可
申請についてを議題とします。今回の申請は 2 件です。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いして、2 件終了後質疑に
入りたいと思いますので、No.1 について事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第 3 議案第 36 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 2
件についてであります。6 ページをお開きください。No.1 についてご
説明いたします。申請者は現在借家住まいで手狭であるため、実家に
近い申請地に住宅を建築したいための申請であります。第 2 種農地
で、その他の農地であります。代替地として 3 筆検討しましたが、折
り合いがつかず、他に適当な土地が見当たらなかった状況です。調査
委員は【正】を池田一成委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあり
ます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

池田（一）委員

7 番池田です。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 No.1 につ
いて調査報告いたします。8 月 21 日午後 4 時より樋ノ口委員と代理
人立会いのもと、現地実態調査しました。調査内容といたしまして
は、申請地は父親から相続した農地であると、597 m²、地目は田で
す。その内 246 m²を宅地として転用したうえで、住宅を建てたいとい
うことでございます。先程説明ありましたが、申請人は出水市に今居
住しておりまして、許可後に来年実家のある迫集落、当該地に転居す
るということです。周辺は住宅、前が道路、左側は住宅、右側は畑、
奥が荒れた草が生えている所でございます。資金面、用排水面、問題
はないと 2 人で確認したところです。ただ課題としてありましたが、
597 m²が田でございます。現況は埋めて畑になっておりまして、
奥の方の残る部分については、一部梅なり植えてあるわけですけど、
家を建てた後、残った農地の確認をやっていかないとならないし、地
目が田となっておりますので、地目変更が必要なのかなと。ご本人と
話をしてそこら辺の対応もしていただくような形で、行政書士にはお
願いしたところです。

議長 ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

原田主査 8 ページをお開きください。No.2 についてご説明いたします。申請地付近では駐車場が不足しており、周辺住民の利便性の向上のため、貸駐車場として利用したいための申請であります。また、申請者は農地法の許可申請を知らず、令和7年5月に申請地にスラグ舗装をしてしまい、始末書が添付されております。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 調査委員の報告をお願いします。

外菌委員 9 番外菌です。農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2について、8月21日午後5時30分より本人立会いのもと、久木山委員と調査を実施いたしましたので報告いたします。申請地の位置図は8、9 ページを参照してください。転用目的は、申請地付近の駐車場が不足しており、路上駐車も増えているため、耕作が困難となっている農地を貸駐車場として有効活用する予定でしたが、農地法の許可が必要であることを知らずに、許可を受けないまま工事を行っていたので、始末書が添付されております。駐車場内は3台駐車する予定です。申請地の周りは、擁壁とブロックに囲まれ、南側は道路に接しているため、雨水は隣接する道路側溝に勾配を利用して排水します。被害防除計画書等は4条申請の備考欄に記載してあります。私達の調査では問題ないと思われますが、皆様のご審議よろしくお願いいいたします

議長 ありがとうございました。事務局及び調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思いますが、まずNo.1について、何か皆様の方からご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.2 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですが、日程第3議案第36号農地法第4条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第3議案第36号については、申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第4議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件です。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いして、2件終了後質疑に入りますので、No.1について説明をお願いします。

原田主査

日程第4議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。10ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、妻の実家に近い申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地の300m以内農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくご説明いたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

6番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、8月21日(金)午後4時より、外菌委員、申請代理人と3名にて調査をしました。申請地については10ページ、11ページを参照してください。転用事由は、借家住まいで手狭であるため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのことです。農地区分は第3種農地で、駅より300m以内農地であります。転用することで生ずる関係については、盛土を0.4m行い、境界にはブロックを積み、雨水の流失を防止します。また、雨水は集中枠に集めて道路側溝に放流し、用水計画は公共上水道、汚水・生活雑排水は合併浄化槽であり、何ら問題はないと思います。また、被害防除は東側畑、西側道路、北側宅地、南側畑で、隣接農地から5m以上距離をとり建築し、周辺農地に対する日照・通風等に特別の影響を及ぼさないように措置するため、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

原田主査

12ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいですが、令和9年4月に妻の実家がある鹿児島県に転勤が決まったため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であり

ます。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 4 番樋ノ口です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No. 2 について報告します。8 月 21 日午後 4 時 30 分から、行政書士、池田一成委員と私の 3 人で現地調査をしました。12 ページ、13 ページをご覧ください。目的は、令和 9 年 4 月に鹿児島県に転勤が決まったため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいということです。現在は北海道に居住しています。農地区分は第 3 種農地で、第 1 種住居地域です。申請地は麓土地地区画整理事業区域内で、住宅用地として整備され、農地としては利用のない土地であります。申請地は整地を行い、緑地、緩衝地を約 2 m 設けます。用水は公共上水道、雨水・排水は西側水路へ放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理します。付近の状況は東側宅地、西側公衆用道路、南側宅地、北側宅地です。私達の見た所、問題はないと思います。皆様の審議方をよろしくお願います。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局及び調査委員からの説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。まず No. 1 について、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですが、No. 2 について何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ日程第 4 議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 2 件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第 4 議案第 37 号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第 5 議案第 38 号非農地証明願 2 件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第5議案第38号非農地証明願2件についてであります。14ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は農地法の手続きを知らず、25年前に申請地を駐車場にしてしまいました。現在まで隣接地にある子の自宅の駐車場として利用しております。

16ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、亡くなった父が農地法の手続きを知らず、昭和59年に申請地に車庫及び倉庫を建ててしまいました。現在まで隣地の宅地と一体的に利用しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今、説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質疑がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、日程第5議案第38号非農地証明願2件については、申請のとおり非農地証明を発行することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第38号2件については、非農地証明を発行することにします。

次に日程第6議案第39号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇委員は、ご退席をお願いしたいと思います。なお、委員につきましては、日程第7議案第40号についても関連する委員となりますので、次の議題までの退席となります。

(〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

18、19ページをご覧ください。日程第6議案第39号令和8年11月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。10件、10筆7,691㎡で、全て新規の契約です。よろしくお願ひします。

議長 ただ今説明がありましたが、皆様の方から何かご質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですが、日程第6議案第39号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということですので、日程第6議案第39号については、報告のとおり決定することといたします。

次に、日程第7議案第40号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。引続き〇〇委員には退席を願うところです。それでは、説明をお願いします。

棚町主査 20ページをご覧ください。日程第7議案第40号令和8年11月1日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、1件1筆1,226㎡です。先程1ページの合意解約の1番でご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第7議案第40号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということですので、日程第7議案第40号については、報告のとおり決定することといたします。

〇〇委員は自席へお戻りください。

（〇〇委員着席後）

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員署名 • _____